

国内対策だけで 6% 削減は可能!

～ 地球温暖化対策推進大綱の見直しについての CASA の意見 ～

2002 年 3 月 19 日

特定非営利活動法人 地球環境と大気汚染を考える全国市民会議 (CASA)

2002 年 3 月 19 日、地球温暖化対策推進本部が策定した新たな「地球温暖化対策推進大綱 (以下、新大綱という)」は、以下のような重大な問題点があり、「6%削減」の達成が不可能な計画になっている。

とりわけ、吸収源や京都メカニズムに頼らず、国内対策だけで 6%削減を達成できる大綱に改訂すべきである。また、温暖化対策が遅れるほど追加的な対策の積み上げが必要となるので、政府は今すぐ実現できる対策を担保する政策を実施すべきである。

< 主な問題点 >

京都議定書の 6%削減を担保する施策がほとんど示されていないこと

6%削減の大半の 5.5%を、吸収源 (3.9%) や京都メカニズム (1.6%) などに頼っていること

掲げられている目標や実施スケジュール、また対策を推進するための施策の内容にも重大な疑問があること。

国民に大きな負担が課せられている一方、産業界に対しては当面何の担保措置もない自主的取組でよいことになっていること。

実現可能性のほとんどない原発の新規立地が国内対策の根幹とされていること。

表 「6%削減」の割り振りに関する新大綱と旧大綱との比較

	新大綱	旧大綱
エネルギー起源 CO ₂ 排出削減対策 (省エネ対策・原発推進・新エネ対策など)	±0 % (産業 - 7%・民生 - 2%・ 運輸 + 17%)	±0 % (産業 - 7%・民生 ±0%・ 運輸 + 17%)
革新的技術開発及び国民各界各層の更なる活動	- 2.0%	- 2.0%
吸収源 (最大限の利用)	- 3.9%	- 3.7%
京都メカニズムの利用	- 1.6%	- 1.8%
非エネルギー起源の排出削減対策 (CO ₂ ・N ₂ O・CH ₄)	- 0.5%	- 0.5%
代替フロン等 3 ガスの排出抑制対策 (HFC・PFC・SF ₆)	+ 2.0%	+ 2.0%
合計	- 6.0%	- 6.0%

1 地球温暖化対策推進本部は、京都議定書の運用ルールについての最終合意が成立したことを受けて、これまでの地球温暖化対策推進大綱を見直し、新大綱を決定した。この新大綱は、6%削減約束の達成に向けた具体的裏付けのある対策の全体像を示すとともに、温室効果ガスごとの目標並びに対策及びその実施スケジュール、また個々の対策についての導入目標量、排出削減見込み量及び対策を推進するための施策を定めた、ものとされる。

2 しかし、新大綱は、以下の点で大きな不確実性があり、この新大綱で 6%削減を達成することは極めて困難と言わざるを得ない。

新大綱は、マラケシュ合意を前提に 3.9%を森林経営による吸収量で達成するとされているが、大綱にも記述されているように、現状の森林政策では 3.9%の吸収量を確保することは極めて困難である。

大綱は、2010 年までに原子力発電量を 2000 年比で約 3 割増加することを前提としているが、原発立地が現実味を持たない現状では、こうした新增設計画はほとんど不可能である。

省エネルギー対策の約 3 割を経団連の「環境自主行動計画」(以下、経団連計画)に頼っているが、この経団連計画自体が原子力発電所の大幅な新增設を前提としているうえ、自主行動計画の実効性を担保する政策がないことは極めて問題である。環境省の「自主協定検討会報告書」(2001 年 6 月)で指摘されているとおり、経団連計画は目標未達成の場合の担保措置がなく、温暖化対策の枠組みとしては不十分であり、これを政策の根幹とすることは、政府と産業界の責任逃れと言わざるを得ない。

削減目標の 2%分を「革新的技術開発及び国民各層の更なる地球温暖化防止活動の水深」により削減するとしているが、2010 年までに掲げられた技術開発が可能かどうか疑問があるうえ、詳細に目標を設定している一般国民による取組についてはこれを推進する施策が啓発や広報が主要な施策であり、この実効性を担保する政策がない。国民生活での取り組みは重要であるが、法的拘束力ある目標達成のための対策としてはライフスタイルの変革を前提にするような不確実な手段は避け、効率向上などの達成が担保できる施策に限定すべきである。

3 また、実施スケジュール、対策の内容及び対策を推進するための施策についても、以下のような重大な疑問がある。

温室効果ガスの大量排出の原因である大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムを見直す姿勢がほとんど見られない。例えば、資源を浪費する不急不急の公共事業は中止するなどの施策がとられるべきである。これまで公共事業は景気対策とされてきたが、近年ではその経済効果がほとんど認められていないという指摘が多い。

ステップ・バイ・ステップのアプローチをとり、2005 年からの第 2 ステップで対策・施策を評価し、必要な追加的対策・施策を講じるとするが、これでは 2005 年まで実効性のある対策をしないことを意味している。2004 年までの第 1 ステップから対策・施策を評価し、必要な追加的対策・施策を講じるべきである。具体的には、経団連計画の社会協定化が検討されるべきである。

マラケシュ合意では、原子力発電は、共同実施やクリーン開発メカニズムにおいてその利用を控えるとされている。このことは、「原発 温暖化対策」が世界

の世論であり、地球温暖化対策としての原子力利用が否定されていることを意味しており、国内対策の立案にあたっては考慮されるべきである。

日本の温室効果ガスの排出量の90%を占めるエネルギー起源のCO₂排出量の削減については、COP3前と同じ「±0%」のままである。また、エネルギー転換部門についての排出量が示されていないことも問題である。

運輸部門での対策についても、都市部での公共交通機関の普及のような交通総量を減らす実効性ある対策がほとんど示されていない。自動車交通対策に掲げられている「環状道路等幹線道路ネットワークの整備」はかえって交通量を増加させ、CO₂排出量を増加させかねない。

代替フロン等の3ガスについて従来どおり2%増（対基準年総排出量比）とし、産業界の自主的な行動計画に全面的に依存したままで、大幅な排出量の増加を容認している。

4 国内対策だけで6%削減の達成を！

CASAの検討では、技術対策・電源対策・需要対策の3つの対策を適切な政策と措置により総合的に実施すれば、2010年までにCO₂排出量を1990年レベルから約9%削減することが可能である（水谷洋一編『2010年地球温暖化防止シナリオ』実教出版、2000年）。しかし、新大綱のような実効性がない温暖化防止政策は、日本の温暖化対策の可能性を減じてしまい、「地球温暖化防止行動計画」（1990年）の破綻の二の舞となる危険性が強い。

地球温暖化防止のためには、京都議定書の削減目標がささやかな第一歩であると考えらるなら、吸収源や京都メカニズムに頼らず、国内での対策で6%削減を達成する大綱が立案されるべきであり、早急に新大綱の内容を再検討すべきである。

また、今回の大綱の検討にあたっては、国民的な議論は行われず密室での議論に終始した。国民各層の努力と連携が必要というなら、情報の公開と開かれた討議・決定プロセスが決定的に重要である。

特定非営利活動法人 地球環境と大気汚染を考える全国市民会議(CASA)

〒541-0041 大阪府中央区北浜 1-2-2 北浜プロボノビル 1F

TEL : 06-6203-2050 FAX : 06-6203-2051

E-mail : casa@netplus.ne.jp

Web : <http://www.netplus.ne.jp/casa/index2.html>